

武田病院医療安全管理指針

1. 指針の趣旨及び目的

医療事故の予防・再発防止対策、及び事故発生時の適切な対応など、当院での医療安全管理体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ります。

2. 医療安全管理体制の構築

医療事故の予防、及び医療事故発生時の緊急対応について、院内全体が機能するシステムを整え、効率的な医療安全管理体制を構築します。

(医療安全管理体制)

- ・医療安全管理委員会: 病院長を含む、全部署の所属長を委員として配置
 - ・医療安全対策室: 専従者1名と全部門からの専任者を配置
 - ・リスクマネジメント委員会: 全部署にリスクマネージャーを配置
 - ・認知症・せん妄対策委員会: 専任の医師、多職種を配置
- 委員が身体的拘束最小化チームとして活動

3. 職員に対する医療安全教育・研修の実施

院内全体の医療安全管理能力を向上させる目的で、医療安全の基本的な考え方や事故防止対策の具体的な知識・技術に関する院内研修会を全職員対象に年2回以上開催します。

4. 医療安全管理のための院内報告制度

医療事故の予防・再発予防に資するため、医療事故、及びインシデント・アクシデント報告に関する規程を定め、その収集を促進します。(院内報告システム: Smart Risk Manager)

5. 患者相談窓口の設置

患者相談窓口に寄せられた医療安全に関するご意見は、病院長や医療安全管理委員会に報告し、適切かつ安全で質の高い医療サービス等の改善のために活用します。

6. 医療事故等発生時の対応

医療事故、もしくはその可能性の疑いが発生した場合には、患者の安全を最優先し、応急処置に全力を尽くします。また、重大な医療事故の発生と判断した場合は、医療事故対策本部を設置し、規程に沿って敏速に対応します。

7. 医療安全管理マニュアルの整備

院内全体で共通して活用する総合的な医療安全管理マニュアルを整備します。また必要に応じて、部門毎のマニュアル・手順等を整備します。マニュアル・手順等は常に見直し、改訂を行い、より充実したものに更新します。

8. 医療安全管理指針の閲覧

本指針の抜粋は院内及び院外に向けて公開します。また、患者さん及びそのご家族から閲覧の求めがあった場合には、それに応じます。

2026年5月 武田病院

病院長 武田純

医療安全管理委員会